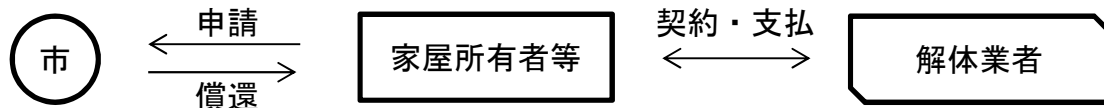




# 被災した家屋等を既に解体・撤去した方への 費用償還のご案内

佐野市  
令和2年1月

本制度は、令和元年台風19号により甚大な被害を受けた家屋等について、既に解体・撤去された方を対象として費用の償還を行うものです。



## 1 償還の対象

- ◆本制度の対象となるのは、「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された家屋等の全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために令和2年3月31日までに解体工事業者等と契約を行われた方です。
- ◆次のいずれかに該当する場合は、家屋等の基礎部分（杭基礎は除く）も対象となります。ただし、地下室は対象となりません。
  - ・3階建までの戸建住宅
  - ・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの
- ◆解体・撤去した建物等のうち、次のものについては、原則として本制度の対象となりません。
  - ・建物の一部を解体する場合、リフォームにより発生した廃棄物の撤去
  - ・空家（被災時点で居住していたものを除く。）
  - ・ブロック塀、擁壁、倉庫、カーポート等
  - ・庭木、庭石
  - ・合併浄化槽、単独浄化槽（汲取り便槽含む）の撤去
  - ・水道、ガス、電気等のライフライン関連工事

## 2 申請からお支払までの流れ

### ①申請受付の予約

・申請受付は予約制となります。

【受付期間】令和2年2月4日（火）～令和2年3月31日（火）

※事前相談の際や電話にて受付の予約を行ってください。

【事前相談期間】令和2年1月15日（水）～令和2年1月31日（金）

### ②申請書類の整備

・「3 受付に必要な書類等」をご確認いただき、必要書類を準備してください。

※事前相談にお越しいただいた方には書類をお渡しします。それ以外の方につきましては、窓口にて書類をお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。

### ③受付（令和2年2月4日～令和2年3月31日）

・申請書類が整いましたら、予約した日時に受付窓口までご持参ください。

※予約をされていない場合や予約と異なる日時にお越しになった場合は、原則として受付できませんのでご注意ください。

佐野市役所 本庁舎1階 佐野市紹介スペース（復興推進本部公費解体担当）

【お問合せ】0283-86-9372

### ④書類審査、現地確認

・受付した申請書類の審査及び現地調査を行います。

### ⑤償還額の算定

・現地調査終了後、建築物の構造、延床面積、解体により発生する廃棄物の量などに応じて佐野市の基準により償還額を算定します。

### ⑥償還額の決定・通知

・償還額決定後に提出が必要となる書類があります。

償還の決定した旨の通知書と合わせて必要書類をご連絡いたします。

### ⑦支払い手続き

### 3 受付に必要な書類等（自費解体）

（※下記以外にも別途書類が必要になる場合があります。）

#### ◆必ずご用意いただく書類

- 申請書（個人・個人事業所…様式1、法人…その2）
- 申請者（契約者）の印鑑登録証明書【原本】  
※法人の場合は、商業・法人登記簿謄本【原本】
- 窓口に来られる方の身分証明書【原本】 ※コピーをとってお返しします。
  - ・写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は1種類
  - ・写真が付いていない健康保険証等は2種類
- 被災家屋等の「り災証明書」【原本】 ※コピーをとってお返しします。
- 発災日における被災家屋等の居住及び利用状況が確認できるもの  
※公共料金領収書等（発災日前後3ヶ月以内のもの）  
※ご用意できない場合は、上水道の利用状況確認に同意いただきます。
- 被災家屋等の写真 ※現像したものやカラー印刷したもの。
  - ・解体前、解体中、解体後の写真
- 被災家屋等の「登記事項（家屋）全部事項証明書」【原本】  
※未登記の場合は、「家屋所有証明書」【原本】  
（資産税課、各行政センター、各支所にて発行可）  
※どちらも、令和元年10月12日以降に発行されたもの。
- 解体工事業者等との契約書、内訳書、見積書【原本】  
※コピーをとってお返しします。
- 解体・撤去工事代金の領収書【原本】  
※コピーをとってお返しします。
- マニフェストE票【写し】（解体業者から写しを取り寄せてください。）
- 解体確認書【写し】（解体業者から提出される解体を確認した書面）
- 通帳の写し（申請者名義の振込先口座番号や名義人等の情報がわかるもの）
- 建物配置図
- 位置図

#### ◆代理人の方が手続きを行う場合にご用意いただく書類

- 委任状（様式2）

#### ◆共有者（相続手続き中を含む）がいる場合にご用意いただく書類

- 自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書（様式3）
- 共有者の印鑑登録証明書【原本】 ※共有者全員の分

#### ◆所有者が死亡されている場合

- 【相続人が決定している場合】遺産分割協議書【写し】
- 【相続の協議が完了していない場合】償還申請に係る同意書（様式3）
- 相続人の印登録証明書【原本】 ※相続人全員の分
- 除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等（所有者が死亡していることがわかる書類）
- 相続人全員分の戸籍謄本【原本】

## 4 Q & A

Q 1 申請者は、被災家屋等の所有者なのか？

A 1 解体工事業者等と契約を締結した方が申請者となります。

Q 2 解体工事業者等との契約書は作成していないが、対象となるか？

A 2 解体工事業者と契約を締結していたことが確認できる書類が必要です。

Q 3 被災家屋の一部だけを撤去した場合も対象となるのか？

A 3 対象となるのは、被災家屋の全体を解体・撤去した場合のみとなります。増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっている場合に、その一部だけを解体・撤去した場合は対象となりません。

Q 4 敷地内にある物置の解体撤去費用についても対象となるのか？

A 4 原則、物置は対象とはなりません。解体する際に支障となる建物であれば対象となる可能性があります。

Q 5 り災証明書が発行されない家屋等であるが、対象となるのか？

A 5 原則対象外。倒壊等の危険があり、二次災害を引き起こす可能性があった家屋等については、申請をしていただいた後、対応を検討します。